

物語が経済政策に対する受容意識と その規定因に及ぼす影響に関する実証的研究

沼尻 了俊¹・宮川 愛由²・藤井 聡³

¹学生会員 京都大学大学院工学研究科都市社会工学専攻（〒615-8540 京都府京都市西京区京都大学桂4）

E-mail: numajiri@trans.kuciv.kyoto-u.ac.jp

²正会員 京都大学大学院工学研究科助教（〒615-8540 京都府京都市西京区京都大学桂4）

E-mail: miyakawa@trans.kuciv.kyoto-u.ac.jp

³正会員 京都大学大学院工学研究科教授（〒615-8540 京都府京都市西京区京都大学桂4）

E-mail: fujii@trans.kuciv.kyoto-u.ac.jp

本研究では、一国の行く末を左右する経済政策に関して、新聞メディアが特定の「物語」を共有しているという既往の知見に基づき、新自由主義、ケインズ主義それぞれの思想に基づいた「物語」がそれぞれの経済政策に対する受容意識とその規定因に及ぼす影響に関する知見を得るため、アンケート調査を実施し、共分散構造分析を行った。その結果、いずれの思想においても、「物語」が政策受容意識とその規定因に大きな影響を及ぼしており、経済政策を受容する世論形成の一因となっているという仮説が支持された。

Key Words : Neo-Liberalism, Keynesian economics, Public Acceptance, Narrative

1. 背景

土木計画とは、様々な定義されうるものであるが、例えば「我々の社会に存在する様々な土木施設を「整備」し、そしてそれを「運用」していくことを通じて、我々の社会をより良い社会へと少しずつ改善していこうとする社会的な営みを行うにあたっての方法・手順等を考え企てること、また、その企ての内容を意味する。」と定義されている¹⁾。

公共投資を通してこうした土木計画を具現化していくには、その計画規模の大きさに伴って、日本のマクロ経済に及ぼす影響が無視できない水準の国家財政の支出が必要となってくる。そして、国家財政の支出は、その背後にある経済政策思想に大きく依存している。そうした経済政策思想として様々なものが挙げられるが²⁾、今日のわが国の経済政策に大きな影響を及ぼしている代表的なものとして、2つを特に挙げるができる。すなわち、一方は、規制緩和や民営化、自由化、構造改革といった政府の規模や権限を縮小する「小さな政府」を志向する新自由主義に基づく経済思想、もう一方は、不況時に政府が金融財政政策を行うことで有効需要を発生させ、景気回復を図り、景気が過熱してきた際には、金融財政政策の引き締めによって景気の安定化を図るというケイ

ンズ経済学と呼ばれる経済思想（以降便宜をはかりケインズ主義と呼ぶ）³⁾である。すなわち、土木計画の具体的なかたちは、新自由主義とケインズ主義の両者の影響をどの程度受けているのかに大きく依存しており、前者が重視されるほどに小さな政府が志向され、政府による土木計画規模は小規模となり、後者が重視されるほどに大きな政府が志向され、土木計画規模は大規模化していく傾向が大きくなるという次第である。

第二次安倍内閣において提唱された所謂アベノミクスの「第二の矢」と呼ばれる財政出動による景気刺激策は、後者のケインズ主義に基づく政策に位置付けられる。一方で、アベノミクスの「第三の矢」＝「成長戦略」は、新自由主義思想を軸とするかたちで検討されていると解釈できる⁴⁾。すなわち、この第三の矢の個々の戦略として位置づけられているのが、各種の規制緩和や民営化、TPPに象徴されるグローバル化の推進などの新自由主義思想に基づく経済政策である。ただし、ケインズ主義と新自由主義は、政府と市場の役割論のバランスにおいて、個々の政策について相反する解決策を提示するものであり、したがって、一方は他方から専門的な批判が投げかけられているのが一般的である^{例えは5)}。

この様に互いに相異なる思想の経済政策が展開されていく背景には、国内に新自由主義的な政策を受け入れる

意識、すなわち受容意識が強い国民と、その逆にケインズ主義的な政策に対する受容意識が強い国民とが混在している、という現状が存在するものと考えられる。

(1) 公共政策における「物語」

近年、こうした公共政策をめぐる意思決定や合意形成に関して、「物語」(narrative)が担いする役割や意義が議論され、また実証的な研究が重ねられている。なお、物語の定義については様々な見解が示されている⁷⁾ものの、本研究では「具体的な出来事や経験を取捨選択し、順序立てて語ったもの」として一般的になされている「物語」の定義⁸⁾に従うこととする。

「物語」は元来人文・社会科学の領域で扱われてきたが、こうした「物語」の概念を扱った既往研究のレビューを通じ、公共政策における役割を論じている研究が挙げられる。例えば藤井らは、歴史学や心理学といった物語を直接扱う人文社会科学、西洋哲学や解釈学のように物語と関連する人文社会科学、及び臨床心理学・社会学や経済・経営学等の物語を活用する実践研究と、物語に関する既往研究を3つに分類し網羅的にレビューを行っている⁹⁾。その結果、物語は記憶や理解、自己認識といった人間の心的過程の源泉であるといった「物語」の基本的特徴を明らかにしつつ、公共計画に関しては、例えば「物語の共有」を通じたまちづくりや国づくりに必要となる諸資源の調達可能性について論じている。また、川端らは、合意形成を含めた、公共政策におけるコミュニケーション施策に対する「物語」の応用可能性を、既往研究のレビューを通じて論じている⁷⁾。川端らは物語が人間の認知能力やコミュニケーション能力の根源的形式の一つであることが既往研究において示唆されていることを指摘し、それ故に物語形式の情報が、公共政策の場面において、政策コミュニケーションや将来ビジョンの策定、コミュニティの連帯の強化等の面に対して活用できる可能性があることを論じている。

このように、公共政策において「物語」の果たしうる役割が論じられ、検討されている一方、実際に公共政策において「物語」が果たした役割に関する研究もなされている。

例えば、梶原らは、東海道新幹線の整備事業に関して、物語の果たした役割を調査している¹⁰⁾。構想段階においては、鉄道斜陽論を根拠とした「高速鉄道は不要である」という新幹線不要論が世論において支配的な物語(ドミナントストーリー)であったが、開発・実現化の過程において、「東海道新幹線は必要である」というオルタナティブストーリーへと転換したことが成功に不可欠な要因であった可能性を指摘している。

また、この他にも、まちづくりや交通政策、防災や災害対策などの成功事例を物語描写することで、その事例

に含まれる理論や技術のみならず、その取り組みに携わった人々の活力の伝達を企図した研究がなされてきている^(例えば11),12),13),14)。

以上に述べたように、公共政策の意思決定や合意形成において、「物語」が重要な役割を果たしうる事が論じられ、また実証的な知見が蓄積されつつある。

さて、こうした公共政策における「物語」に関する実証研究の一つに、田中らの行った、マスメディア報道における物語に関する実証研究が挙げられる。マスメディアが人々の政治意識に及ぼす影響に関しては、例えば、マスメディアがある争点を報道するほど、有権者がその争点を重要なものであると認識するという「議題設定効果」や、投票日前の情勢報道が有権者の投票行動に影響を及ぼすと考える「アナウンスメント効果」、自分が少数派であると認識する人は“沈黙”し実際に少数派になるという「沈黙の螺旋」理論等が知られており、日本においても実証的な研究がなされてきた^(例えば15),16),17)。このように、人々の政治意識に多大な影響を及ぼしうるマスメディアに関して、田中らは、マスメディアが共有する物語の存在に着目し、新聞大手5社の社説を対象として、新聞各社に如何なる物語が共有されているのかを定量的に分析した¹⁸⁾。その結果、新聞社説のうち、90%弱が新自由主義的な物語に基づくものであった一方、ケインズ主義に基づくものは1%程度に留まっていたことを示し、マスメディアにおいて支配的な物語の存在が世論に及ぼす影響に対して警鐘を鳴らしている。

このように「物語」の影響について、政策情報を「物語化」することによって、人々の政策に対する関心や納得といった政治心理が醸成される可能性が心理学実験によって確認されている^{19),20)}。

しかしながら、「物語」が人々の受容意識や、受容意識を規定する種々の心理要因に対して、如何なる心理的プロセスを経て影響を及ぼしているのか、また、その心理的プロセスは物語の内容によって異なるのか、という点については、これまで十分に明らかにされていない。

(2) 経済政策に対する受容意識に関する既往研究

経済政策に対する受容意識に関しては、公共受容を扱った研究のうち、例えば環境問題の解決に資する環境税の導入²¹⁾や、インフラ整備を初めとした公共事業^{22),23)}など、とりわけその実施・運用に国民や地域住民の政策受容が求められる経済政策において受容意識に関する研究が行われており、受容意識と規定因、そしてそれらの因果構造に関する実証的な研究がなされている。しかしながら、対象とされる経済政策は限られており、例えば特定の経済思想に基づいた複数の政策という観点からの知見は限定されている。

また、経済政策に対する支持意識は、投票行動研究に

において、人々の選挙時の投票行動を規定する種々の要因の一つとして扱われている²⁴⁾。しかし、投票行動研究においては、投票行動を政党支持や業績評価といった要因を用いて説明することに重点が置かれるため、その説明力を高めるために、投票行動に近い概念の説明変数を導入する傾向にあり、それゆえに研究領域が狭まってしまう可能性が指摘されており、こうした説明要因自体がどのような要因に影響を受けるのかを明らかにしていく必要性が指摘されている²⁵⁾。すなわち、本研究に即して言えば、投票行動を説明する要因である経済政策に対する支持意識がどのような要因で説明されるかに関する知見の蓄積が必要であると考えられる。

いずれにおいても、一定の経済思想に基づいた複数の経済政策に対する受容意識及びその規定因、それらの因果構造に関する知見の蓄積は十分であるとは言いがたい。

(3) 本研究の位置づけ

民主主義を採用する我が国では、一国の行く末を左右する経済政策の判断において、国民の受容意識の水準が政策決定に影響を及ぼし得る。このような現実を踏まえるならば、新聞社説上で大きく偏りがある可能性が指摘されており、また人々の公共政策に対する受容意識に影響を及ぼしうる「物語」の影響について、その心理的プロセスも含めた実証的な検証がなされることは、今後の公共政策のあり方を考える上で重要な意味をもつものと考えられる。さらに、本研究で得られるこうした知見は、インフラ整備時の合意形成や PI といった建設マネジメントの実践の場において、よりよい公共事業の推進に際して、人々の公共政策、経済政策に対する受容意識の醸成に資するものであると考えられる。

したがって本研究では、経済政策に対する受容意識とその心理的プロセスに「物語」が与える影響に関する知見を得ることを目的とする。そこで、既往の公共受容研究²⁶⁾によって繰り返し活用されてきた、「スタンダード」ともいえる受容意識の因果構造に関する理論的枠組み（詳細は 2(4)にて述べる）に基づき、2つの経済思想に基づく政策に対する受容意識と、その規定因の心理的プロセスを明らかにする。その後、物語、すなわち、新自由主義物語及び、ケインズ主義物語に対する人々の支持意識が、前述の、2つの経済思想に基づく政策に対する受容意識と、その規定因の心理的プロセスに及ぼす影響を実証的かつ探索的に明らかにする。

2. 方法

本研究では、上記の目的のもと、以下に述べるアンケート調査を実施した。

(1) 調査概要

アンケート調査は、2014年8月上旬に大手 Web アンケート調査会社の全国のリサーチモニターを対象に実施した。サンプルは、各年代（20代、30代、40代、50代、60代）の男女50名ずつ、計500サンプルを回収した。

本研究では新自由主義政策、ケインズ主義政策に対する受容意識の規定因を調査するために、まず、一方の経済思想に基づく物語を提示し、読了を要請した。その後、提示した物語に対する支持意識及び接触頻度に関する質問項目に回答を要請したのち、提示した物語に基づく政策に対する受容意識の規定因に関する質問項目に回答を要請した。その後、同様にもう一方の経済思想に関する物語の提示、及び各質問項目への回答を要請している。なお、提示する物語の順番の違いによって、回答バイアスが生じる可能性が考えられる。例えば、1.において述べたように、本研究で取り上げた2つの経済思想は相反する内容を含むものである。それ故に、2つの物語を読了した際、先に読了した物語の内容に影響を受けてしまい、後に読んだ物語に対して、その物語のみを読んだ場合よりも批判的な回答をしてしまう等の可能性が考えられる。そこで、こうした回答バイアスを除去するために、新自由主義、ケインズ主義の順序はサンプルの半数で入れ替えている。

(2) 2つの経済思想に基づく物語

新自由主義物語、及びケインズ主義物語の作成にあたり、冒頭に述べた田中らの新聞報道の論調を分析した既往研究¹⁹⁾を参考とした²⁷⁾。

表-1に物語の内容を示す。なお、表内の文中の下線部は調査画面において赤字で表示されている部分である。

各物語の読了を要請した後、その物語に対する支持意識に関する質問項目に回答を要請した。その質問項目を表-2に示す。回答は「全くそう思わない」～「とてもそう思う」の7件法で回答を要請している。なお、物語接触頻度に関しては、紙面の都合上ここでは省略している。

表中下線部は先ほどと同様に、調査画面においては赤字で表示される。Web画面では各物語の読了を促すため、「まず、次の文章をよくお読みください。」という教示文とともに物語が表示され、読了後に物語支持意識に関する質問を回答する際に、『さて、今お読みいただいた「下記内容」について、以下の質問にお答えください』という教示文とともに再度物語が表示される。

(3) 対象とする政策

上述の各物語に基づく具体的政策として、新自由主義物語に関しては、「グローバル化」、「規制緩和」、「TPP」、「法人税減税」、「道州制」の5つを取り上げた。一方のケインズ主義物語に基づく具体的政策とし、

表-1 新自由主義物語・ケインズ主義物語

新自由主義物語
日本は昔から「輸出」によって経済発展を続けてきた貿易立国です。 さらに、少子高齢化が進行する中で、国内の経済の力だけに頼っているのは、 <u>経済成長は望めません</u> 。 したがって、日本が経済成長するためには、 <u>外に打って出る</u> しかありません。 一方で、景気対策として、 <u>公共事業を進めようとする動き</u> がありますが、 <u>景気への影響は限定的</u> であり、そもそも、日本政府は、 <u>1,000兆円を超える借金をかかえており、破たん寸前</u> の状態です。日本の <u>古い体質</u> を変えていかなければ、これ以上の日本は成長できません。 したがって、デフレから脱却し、再び、経済成長を遂げるためには、「 <u>グローバル化の推進</u> 」と大胆な「 <u>規制緩和</u> 」による成長戦略が必要なのです。
ケインズ主義物語
最近、株価や為替が改善してきたとは言え、日本はまだ、民間の業績不審が続く「 <u>デフレ不況</u> 」の状態です。 このため、私たち国民の所得も、政府の「 <u>税金</u> 」も大きく減ってしまい、「 <u>政府の財政問題</u> 」を深刻化させています。 こうしたデフレ不況を終わらせるには、日銀による「 <u>金融緩和</u> 」と政府による「 <u>財政政策</u> 」の二つの「 <u>アベノミクス</u> 」が必要です。 ここで、「 <u>財政政策</u> 」をやり過ぎると「 <u>借金が増え過ぎる</u> 」事が心配されますが、逆に、これを「 <u>やらない</u> 」と不況が続く、政府の税金が減り、 <u>かえって、「借金が減って」</u> しまいます。 したがって、国民の所得を上げ、税金を増やし、財政問題を解決させるためにも、 <u>大規模な「金融政策」</u> の支えの下、 <u>大規模な「財政出動」</u> を行い、完全にデフレ不況を退治する事が、今、求められているのです。

※業績不審は正しくは業績不振であるが、調査表では業績不審となっており、その通りに表記している。

表-2 物語支持意識質問項目

■物語支持意識
「上記の内容」はわかりやすい
「上記の内容」に納得できる
「上記の内容」に違和感を感じる (逆転項目)
「上記の内容」に共感できる
「上記の内容」を支持する

※下線部は調査画面では赤字で表示されている。

て、「金融緩和」、「財政出動」、「国土強靱化」、「公共事業」の4つを取り上げた。

(4) 政策受容意識とその規定因

本研究では、上述の各種政策に対する受容意識とその規定因の因果プロセスを検証するにあたり、既存の公共受容研究で繰り返し活用されてきた理論的枠組みを援用することとした。既往研究において、公共政策に対する受容意識に影響する様々な要因が指摘されており、以下のような因果構造が提案されている²⁹⁾。

表-3 政策受容意識とその規定因の質問項目

■受容意識
「私は、「…」に賛成である」
「私は、「…」を受け入れようと思う」
「私は、「…」に腹立たしさを感じる」(逆転項目)
■自由侵害感
「「…」は個人の自由を侵害する」
■公正感
「「…」は正しい政策だと思う」
■分配的公正感
「「…」は「みんなに公平な政策」である」
■手続き的公正感
「「…」を進める政府の手続きは適正であると思う」
■公共利益増進期待
「「…」は、日本のためになると思う」
「「…」は、日本にとって必要である」
「「…」が進めば、日本はより豊かになると思う」

※各項目の「…」には、新自由主義的政策として「グローバル化」、「規制緩和」、「TPP」、「法人税減税」、「道州制」が、ケインズ主義的政策として「金融緩和」、「財政出動」、「国土強靱化」、「公共事業」がそれぞれ入る。なお、TPPに関しては、公共利益増進期待の3つ目の尺度を「「TPP」に参加すれば、日本は豊かになると思う」のように、「進める」を「参加する」という表現に変更している。また、「金融緩和」、「財政出動」、「国土強靱化」、「公共事業」においては、公共利益増進期待の3つ目の尺度が「「…」を行えば、日本はより豊かになると思う」のように、「進める」を「行う」という表現に変更している。

従来の公共受容研究により、公共事業等の中央決定に対する人々の受容意識には自由侵害感と公正感という二つの心理要因が重要な役割を演ずることが知られており、当該事業において、個人の自由が侵害されると認識する傾向が強いほど、反対する傾向が高まる一方で、その事業が公正であると認識するほど賛成する傾向が高まること指摘されている²⁷⁾²⁸⁾。この「自由侵害感」は定義上、個人の自由を侵害する程度についての見込みを言う概念であるため、例えば私的な時間や金銭等の資源を「自由」に活用して私的利益を最大化することが阻害される場合においては、自由侵害感が増進するものと考えられる。したがって、公正感を「公益」に関する心理要因とした場合、自由侵害感は「私益」に関する心理要因と解釈できるものと考えられる²⁹⁾。さらに、前述の公正さは、特定の資源を分配するときの公正さである分配的公正感と、行政上の決定手続きについての公正さである手続き的公正感によって規定され、一方でまた、事業を実施した際の公共の利益が増進するという期待を表す公共利益増進期待の影響を受けることが知られている^(例えば29),30),31)。

以上より、本研究では、政策受容意識の規定因として、公正感、自由侵害感、分配的公正感、手続き的公正感、公共利益増進期待を受容意識の規定因とした。受容意識

表-5 新自由主義政策の受容意識とその規定因の平均値(M), 標準偏差(SD), 信頼性係数 α

	グローバル化 M (SD)	規制緩和 M (SD)	TPP M (SD)	法人税減税 M (SD)	道州制 M (SD)
受容意識	4.54 (1.06) [$\alpha=.769$]	4.40 (1.05) [$\alpha=.784$]	4.19 (1.29) [$\alpha=.855$]	3.95 (1.32) [$\alpha=.831$]	4.08 (0.99) [$\alpha=.748$]
自由侵害感	3.53 (1.20)	3.62 (1.21)	3.80 (1.32)	3.70 (1.30)	3.61 (1.10)
公正感	4.22 (1.20)	4.14 (1.20)	3.97 (1.30)	3.76 (1.38)	3.87 (1.13)
分配的公正感	3.63 (1.17)	3.68 (1.24)	3.44 (1.30)	3.25 (1.34)	3.71 (1.12)
手続き的公正感	3.89 (1.19)	3.90 (1.23)	3.74 (1.32)	3.56 (1.37)	3.74 (1.11)
公共利益増進期待	4.25 (1.19) [$\alpha=.931$]	4.12 (1.20) [$\alpha=.945$]	3.91 (1.32) [$\alpha=.954$]	3.72 (1.34) [$\alpha=.960$]	3.75 (1.17) [$\alpha=.958$]

表-6 ケインズ主義政策の受容意識とその規定因の平均値(M), 標準偏差(SD), 信頼性係数 α

	金融緩和 M (SD)	財政出動 M (SD)	国土強靱化 M (SD)	公共事業 M (SD)
受容意識	4.41 (1.09) [$\alpha=.812$]	4.06 (0.97) [$\alpha=.752$]	4.24 (1.16) [$\alpha=.815$]	4.03 (1.20) [$\alpha=.822$]
自由侵害感	3.60 (1.12)	3.69 (1.07)	3.72 (1.25)	3.63 (1.21)
公正感	4.09 (1.15)	3.88 (1.13)	3.96 (1.29)	3.83 (1.27)
分配的公正感	3.52 (1.21)	3.51 (1.14)	3.63 (1.22)	3.43 (1.29)
手続き的公正感	3.94 (1.24)	3.80 (1.13)	3.76 (1.25)	3.67 (1.32)
公共利益増進期待	4.09 (1.20) [$\alpha=.952$]	3.85 (1.13) [$\alpha=.956$]	4.00 (1.26) [$\alpha=.948$]	3.88 (1.31) [$\alpha=.955$]

表-4 物語支持意識の平均値(M), 標準偏差(SD), 信頼性係数 α

	M (SD) [α]
新自由主義物語支持意識	4.09 (1.12) [$\alpha=.862$]
ケインズ主義物語支持意識	3.90 (1.09) [$\alpha=.843$]

の規定因の各質問項目を表-3に示す。

なお、表中の下線部は調査画面においては赤字として強調されている。各項目に対して「全くそう思わない」～「とてもそう思う」の7件法で回答を要請している。

また、本研究ではこのほかに、行政の信頼や個人利益増進期待といった質問項目に関しても回答を要請しているが、書面の都合上、ここでは省略している。

(5) 物語支持意識と政策受容意識の因果構造

本研究においては、新自由主義、ケインズ主義のそれぞれの経済思想に基づく物語がそれぞれの経済政策の受容意識の因果構造に及ぼす影響を明らかにするために、まずはじめに、前述の政策受容意識とそれに影響を及ぼす各要因の因果構造を、共分散構造分析を用いて明らかにする(3.(3) a),b)。その後この因果構造に物語支持意識が及ぼす影響を探索的に明らかにするため、政策受容意識とその規定因全てに影響を及ぼすと想定し、共分散構造分析を行う(3.(3)c)。

3. 分析結果

(1) 記述統計量

表-4～表-6に物語支持意識、政策受容意識及びその規定因の各尺度の記述統計量を示す。なお、本研究では

いずれの項目も7件法で回答を要請しており、「全くそう思わない」～「とてもそう思う」まで1~7を割り振り、得点化している。また、複数の質問項目からなる尺度に関して信頼性分析を行ったところ、信頼性係数 α は表-4～表-6に示すとおりいずれも良好な値が得られたため、複数尺度の加算平均によって尺度を構成した。

(2) 新自由主義政策・ケインズ主義政策の尺度構成

分析に先立ち、以下の手順で2つの経済思想に基づく政策受容意識尺度を作成した。

まず、新自由主義政策に対する受容意識として、グローバル化、規制緩和、TPP、法人税減税、道州制に対する受容意識を対象に、信頼性分析を行った。修正済み項目合計相関の値が低い法人税減税、道州制を除いた結果、 $\alpha=.807$ と高い信頼性を得た。これより、新自由主義物語に基づく政策に対する受容意識尺度は、グローバル化、規制緩和、TPPの3つの尺度の加算平均により構成した。以降この尺度を「新自由主義政策受容意識」と呼称する。

一方のケインズ主義に対する受容意識として、金融緩和、財政出動、国土強靱化、公共事業の受容意識を対象に信頼性分析を行った。修正済み項目合計相関の値が低い公共事業を除いた結果、 $\alpha=.799$ と高い信頼性を得た。これより、金融緩和、財政出動、国土強靱化の各尺度の加算平均をケインズ主義物語に基づく政策支持尺度とし、以降「ケインズ主義政策受容意識」と呼称する。

なお、受容意識の規定因として設けた各尺度についても同様に信頼性分析を行った結果、新自由主義政策に関しては、グローバル化、規制緩和、TPP、ケインズ主義政策に関しては、金融緩和、財政出動、国土強靱化において高い信頼性が得られたため、それぞれの尺度の加算

表-7 各経済思想に基づく政策尺度の平均値(M), 標準偏差(SD), 信頼性係数 α

	新自由主義政策	ケインズ主義政策
	M (SD) [α]	M (SD) [α]
受容意識	4.37 (0.97) [$\alpha=.807$]	4.24 (0.91) [$\alpha=.799$]
自由侵害感	3.65 (1.03) [$\alpha=.768$]	3.67 (0.97) [$\alpha=.798$]
公正感	4.11 (1.09) [$\alpha=.854$]	3.98 (1.04) [$\alpha=.842$]
分配的公正感	3.59 (1.08) [$\alpha=.841$]	3.55 (1.04) [$\alpha=.847$]
手続き的公正感	3.84 (1.10) [$\alpha=.851$]	3.84 (1.08) [$\alpha=.873$]
公共利益増進期	4.09 (1.12) [$\alpha=.890$]	3.98 (1.07) [$\alpha=.874$]

平均により構成した。各政策に関する尺度の記述統計量及び信頼性係数を表-7に示す。

(3) 共分散構造分析

上述の尺度を用いて、新自由主義政策に対する受容意識モデル（以下、新自由主義モデル）、ケインズ主義政策に対する受容意識モデル（以下、ケインズ主義モデル）それぞれについて、共分散構造分析を行う。

まず、両物語が受容意識に及ぼす影響を検証するに先立ち、a), b)にて、新自由主義政策、ケインズ主義政策それぞれに対する受容意識とその規定因の因果構造に対する仮説を措定し、検証を行う。次いで、c)にて、a), b)にて明らかになった受容意識モデルに基づき、本研究の主目的である「物語」が政策受容意識に及ぼす影響を探索的に検証する。

a) 基本モデル

まず、経済政策に対する受容意識の規定因の因果構造を明らかにするために、2. (4)において述べたように、規定要因に関して既往研究において示唆されている図-1に示す因果構造を仮説として措定した。すなわち、受容意識は公正感から正の影響を、自由侵害感から負の影響を受け、公正感は分配的公正感、手続き的公正感、公共利益増進期待からそれぞれ正の影響を受けるという因果関係である。

LISREL を用いた共分散構造分析により新自由主義モデル、ケインズ主義モデルのそれぞれにおいて仮説検定を行った。この際、新自由主義モデルにおいては、手続き的公正感から公正感への因果パスが有意とならなかったため、このパスを取り除き再度推定を行った。その結果を表-8に示す。理論仮説で提案した因果関係のうち、除外した因果パス以外は有意となったものの、モデル全体としては良好な適合度が得られなかった。一方ケインズ主義モデルにおいては、理論仮説で提案した全ての因果関係が有意となったものの、新自由主義モデルと同様にモデル全体としての適合度は良好なものではなかった。

b) 因果パス追加・誤差共分散推定モデル

基本モデルにおいて、新自由主義、ケインズ主義のい

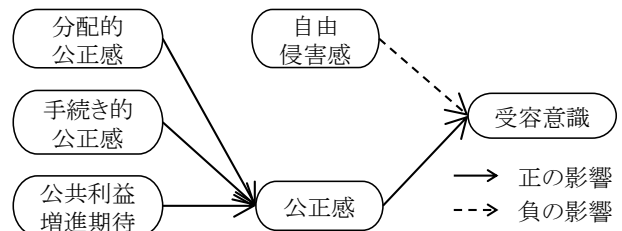


図-1 基本モデル

表-8 基本モデル推定結果

新自由主義モデル			
因果パス		標準化係数	t値
自由侵害感	⇒ 受容意識	-0.38	-17.13 ***
公正感	⇒ 受容意識	0.78	34.58 ***
分配的公正感	⇒ 公正感	0.20	10.78 ***
公共利益増進期待	⇒ 公正感	0.89	49.31 ***
$\chi^2=581.30$ p < .001 自由度 6 サンプル数500			
CFI 0.763		AGFI 0.391	
GFI 0.756		RMSEA 0.438	
*p < .100 **p < .05 ***p < .01			

ケインズ主義モデル			
因果パス		標準化係数	t値
自由侵害感	⇒ 受容意識	-0.37	-16.35 ***
公正感	⇒ 受容意識	0.78	34.33 ***
分配的公正感	⇒ 公正感	0.12	6.59 ***
手続き的公正感	⇒ 公正感	0.22	12.49 ***
公共利益増進期待	⇒ 公正感	0.88	49.64 ***
$\chi^2=1414.03$ p < .001 自由度 10 サンプル数500			
CFI 0.587		AGFI 0.120	
GFI 0.581		RMSEA 0.530	
*p < .100 **p < .05 ***p < .01			

れのモデルも良好な適合度が得られなかった理由として、想定した因果仮説以外の因果関係が存在する可能性が考えられる。そこで、表-9に示す三つの階層を考えた。第一階層の政策に対する受容意識に対して、以降の階層はそれぞれ次のような意味を持つ。第二階層の二要因は受容意識の主要な規定要因として Baron らが想定した要因である^{27),28)}。また、第三階層の三要因は社会的公正に関する既往研究に基づいて想定した公正感を規定する要因である^{29),30),31)}。

上記の階層構造を考えた上で、第 k 階層は第 1 階層 (k < 1) の影響を受けるが、第 m 階層 (k > m) の影響を受けないという制約のもと、再度モデル推定を行った。

また、十分な適合度が得られていない別の理由として、本研究において測定していない要因が、想定した受容意識の規定因に対して影響を及ぼしている可能性が考えられる。例えば、第三階層の公正感の規定因に関しては、

分配的な側面や手続き的な側面、公共利益の増進期待に関する側面のそれぞれに対して系統的に影響を及ぼす要因が存在する可能性が考えられる。第二階層の自由侵害感と公正感の間にも、未観測の共通要因が影響を及ぼしている可能性が考えられる。実際に、Fujii, et al.³²⁾においては自由侵害感と公正感の間に、宮川ら³³⁾においては、これに加え公正感の規定因の三要因の間においても、未観測の要因が存在する可能性が統計的に示されている。そこで、本研究においても第二階層、第三階層の諸要因のそれぞれに影響を及ぼす未観測の共通要因が存在すると想定し、第二階層の諸要因の誤差項間、及び第三階層の諸要因の誤差項間の共分散を推定することとした。

以上の想定のもと、推定を行った際に有意とならなかった因果パスや誤差共分散は除いた上で再度推定したところ、いずれのモデルにおいてもモデル全体の適合度が十分良好なものとなった。その結果を図-2、図-3、表-10～表-13に示す。

まず、表-10に示すように、新自由主義モデルにおいては、基本モデルの推定結果と同様に、手続き的公正感からのパスはいずれも有意とならなかった。それ以外の理論仮説で提案したパスはいずれも有意となり、新たに分配的公正感から自由侵害感へ正のパス、政策受容意識へ負のパスが有意となり、公共利益増進期待から自由侵害感に対して負のパスが、政策受容意識に正のパスが有意となった。なお、分配的公正感と公共利益増進期待の誤差項間の共分散が正に有意となった。

一方、表-12から、ケインズ主義モデルにおいては、理論仮説で提案したパスが全て有意となり、新たに分配的公正感から自由侵害感に対して正のパスが、受容意識に対して負のパスが有意となり、手続き的公正感からは自由侵害感に対して負のパスが、公共利益増進期待からは自由侵害感に対して負のパスが、受容意識に対して正のパスが有意となった。また、分配的公正感、手続き的公正感、公共利益増進期待のそれぞれの誤差項間の共分散が有意となった。

c) 物語支持意識追加モデル

続いて、本研究の主要目的である新自由主義、ケインズ主義の各物語が各政策の受容意識とその規定因に及ぼす影響を検討するために、物語に対する支持意識を各モデルに追加し、その影響を分析した。その際、物語に対する支持意識は規定因の全てに影響を及ぼすと仮定し、探索的にその影響を把握することとした。すなわち、3.(3).b)における因果関係追加・誤差共分散推定モデルの第四階層に物語支持意識を追加し、他の階層の全ての要因に対してパスを引き、推定を行った。その際、有意とならなかったパスは除外し、再度推定を行っている。その結果を図-4、図-5、表-14～表-17に示す。なお、モデル全体の適合度はいずれのモデルにおいても十分に良好

表-9 因果構造における階層構造

第一階層	受容意識
第二階層	自由侵害感、公正感
第三階層	分配的公正感、手続き的公正感、公共利益増進期待

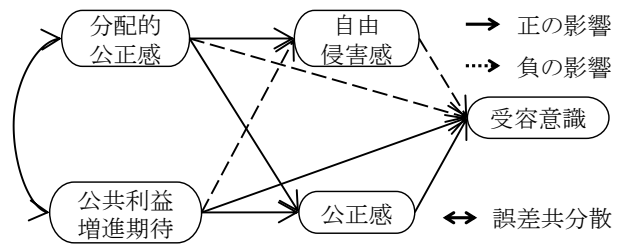


図-2 因果パス追加・誤差共分散推定新自由主義モデル

表-10 因果パス追加・誤差共分散推定新自由主義モデル

因果パス	標準化係数	t値
自由侵害感 ⇒ 受容意識	-0.31	-16.66 ***
公正感 ⇒ 受容意識	0.37	7.61 ***
分配的公正感 ⇒ 受容意識	-0.10	-3.54 ***
分配的公正感 ⇒ 自由侵害感	0.12	1.85 *
分配的公正感 ⇒ 公正感	0.17	6.97 ***
公共利益増進期待 ⇒ 受容意識	0.51	10.68 ***
公共利益増進期待 ⇒ 自由侵害感	-0.36	-5.47 ***
公共利益増進期待 ⇒ 公正感	0.79	31.89 ***

$\chi^2=0.00$ p = .982 自由度 1 サンプル数 500

CFI 1.000 AGFI 1.000

GFI 1.000 RMSEA 0.000

*p < .100 **p < .05 ***p < .01

表-11 因果パス追加・誤差共分散推定新自由主義モデル 総合効果

因果パス	標準化係数	t値
自由侵害感 ⇒ 受容意識	-0.31	-16.69 ***
公正感 ⇒ 受容意識	0.37	7.62 ***
分配的公正感 ⇒ 受容意識	-0.07	-2.11 **
分配的公正感 ⇒ 自由侵害感	0.12	1.85 *
分配的公正感 ⇒ 公正感	0.17	6.98 ***
公共利益増進期待 ⇒ 受容意識	0.92	26.15 ***
公共利益増進期待 ⇒ 自由侵害感	-0.36	-5.48 ***
公共利益増進期待 ⇒ 公正感	0.79	31.95 ***

*p < .10 **p < .05 ***p < .01

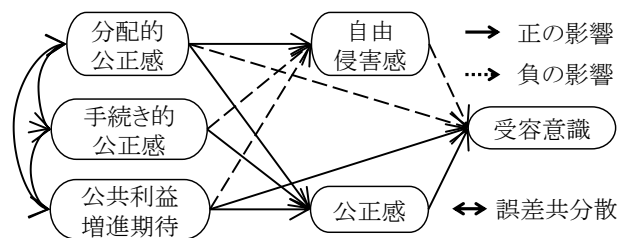


図-3 因果パス追加・誤差共分散推定ケインズ主義モデル

表-12 因果パス追加・誤差共分散推定ケインズ主義モデル

因果パス	標準化 係数	t値
自由侵害感 ⇒ 受容意識	-0.29	-16.82 ***
公正感 ⇒ 受容意識	0.38	7.49 ***
分配的公正感 ⇒ 受容意識	-0.13	-4.70 ***
分配的公正感 ⇒ 自由侵害感	0.23	3.15 ***
分配的公正感 ⇒ 公正感	0.09	3.93 ***
手続き的公正感 ⇒ 自由侵害感	-0.18	-1.77 *
手続き的公正感 ⇒ 公正感	0.18	5.35 ***
公共利益増進期待 ⇒ 受容意識	0.56	11.27 ***
公共利益増進期待 ⇒ 自由侵害感	-0.18	-1.91 *
公共利益増進期待 ⇒ 公正感	0.71	22.90 ***

$\chi^2=0.20$ $p=.903$ 自由度 2 サンプル数 500
CFI 1.000 GFI 1.000 AGFI 0.999 RMSEA 0.000
* $p < .100$ ** $p < .05$ *** $p < .01$

表-13 因果パス追加・誤差共分散推定ケインズ主義モデル
総合効果

因果パス	標準化 係数	t値
自由侵害感 ⇒ 受容意識	-0.29	-16.87 ***
公正感 ⇒ 受容意識	0.38	7.51 ***
分配的公正感 ⇒ 受容意識	-0.16	-4.56 ***
分配的公正感 ⇒ 自由侵害感	0.23	3.16 ***
分配的公正感 ⇒ 公正感	0.09	3.94 ***
手続き的公正感 ⇒ 受容意識	0.12	3.61 ***
手続き的公正感 ⇒ 自由侵害感	-0.18	-1.78 *
手続き的公正感 ⇒ 公正感	0.18	5.36 ***
公共利益増進期待 ⇒ 受容意識	0.88	22.28 ***
公共利益増進期待 ⇒ 自由侵害感	-0.18	-1.92 *
公共利益増進期待 ⇒ 公正感	0.71	22.96 ***

* $p < .10$ ** $p < .05$ *** $p < .01$

なものとなった。

表-14 に示す通り、新自由主義モデルにおいては、第三階層以下のパスの正負は因果関係追加・誤差共分散推定モデルの推定結果と一致していた。そして新たに、物語支持意識から政策受容意識、分配的公正感、公共利益増進期待への正のパスが有意となった。

一方、表-16 より、ケインズ主義モデルにおいては、因果関係追加・誤差共分散推定モデルにおいては有意であった、手続き的公正感から自由侵害感に対するパスが有意でなくなった。これを除く第三階層以下のパスの正負は因果関係追加・誤差共分散推定モデルの推定結果と一致していた。そして新たに、物語支持意識から自由侵害感に対しては負のパスが、公正感を除くそれ以外の要因に対しては正のパスが有意となった。

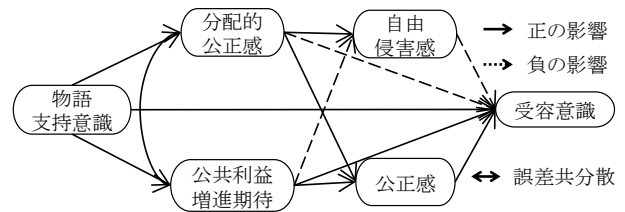


図-4 物語支持意識追加新自由主義モデル

表-14 物語支持意識追加新自由主義モデル

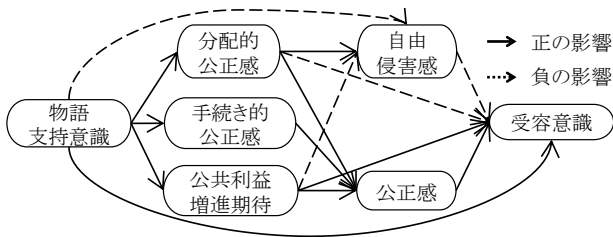
因果パス	標準化 係数	t値
物語支持意識 ⇒ 受容意識	0.08	3.32 ***
物語支持意識 ⇒ 自由侵害感	-0.07	-1.28
物語支持意識 ⇒ 公正感	0.03	1.61
物語支持意識 ⇒ 分配的公正感	0.57	15.33 ***
物語支持意識 ⇒ 公共利益増進期待	0.66	19.63 ***
自由侵害感 ⇒ 受容意識	-0.30	-16.64 ***
公正感 ⇒ 受容意識	0.36	7.44 ***
分配的公正感 ⇒ 受容意識	-0.11	-3.92 ***
分配的公正感 ⇒ 自由侵害感	0.13	2.00 **
分配的公正感 ⇒ 公正感	0.17	6.73 ***
公共利益増進期待 ⇒ 受容意識	0.48	9.93 ***
公共利益増進期待 ⇒ 自由侵害感	-0.32	-4.41 ***
公共利益増進期待 ⇒ 公正感	0.78	28.22 ***

$\chi^2=0.01$ $p=.909$ 自由度 1 サンプル数 500
CFI 1.000 GFI 1.000 AGFI 1.000 RMSEA 0.000
* $p < .100$ ** $p < .05$ *** $p < .01$

表-15 物語支持意識追加新自由主義モデル総合効果

因果パス	標準化 係数	t値
物語支持意識 ⇒ 受容意識	0.63	17.92 ***
物語支持意識 ⇒ 自由侵害感	-0.21	-4.83 ***
物語支持意識 ⇒ 公正感	0.64	18.70 ***
物語支持意識 ⇒ 分配的公正感	0.57	15.34 ***
物語支持意識 ⇒ 公共利益増進期待	0.66	19.65 ***
自由侵害感 ⇒ 受容意識	-0.30	-16.66 ***
公正感 ⇒ 受容意識	0.37	7.45 ***
分配的公正感 ⇒ 受容意識	-0.09	-2.61 ***
分配的公正感 ⇒ 自由侵害感	0.12	2.00 **
分配的公正感 ⇒ 公正感	0.17	6.73 ***
公共利益増進期待 ⇒ 受容意識	0.86	22.34 ***
公共利益増進期待 ⇒ 自由侵害感	-0.32	-4.41 ***
公共利益増進期待 ⇒ 公正感	0.76	28.25 ***

* $p < .10$ ** $p < .05$ *** $p < .01$



※分配的公正感，手続き的公正感，公共利益増進期待のそれぞれの要因間の誤差共分散を表す矢印は省略している。

図-5 物語支持意識追加ケインズ主義モデル

表-16 物語支持意識追加ケインズ主義モデル

因果パス	標準化係数	t値
物語支持意識 ⇒ 受容意識	0.06	2.77 ***
物語支持意識 ⇒ 自由侵害感	-0.10	-1.73 *
物語支持意識 ⇒ 公正感	0.00	-0.12
物語支持意識 ⇒ 分配的公正感	0.60	16.63 ***
物語支持意識 ⇒ 手続き的公正感	0.69	21.54 ***
物語支持意識 ⇒ 公共利益増進期待	0.66	19.51 ***
自由侵害感 ⇒ 受容意識	-0.28	-16.82 ***
公正感 ⇒ 受容意識	0.37	7.49 ***
分配的公正感 ⇒ 受容意識	-0.14	-4.70 ***
分配的公正感 ⇒ 自由侵害感	0.20	3.15 **
分配的公正感 ⇒ 公正感	0.09	3.93 ***
手続き的公正感 ⇒ 公正感	0.18	5.12 ***
公共利益増進期待 ⇒ 受容意識	0.56	10.76 ***
公共利益増進期待 ⇒ 自由侵害感	-0.18	-3.46 ***
公共利益増進期待 ⇒ 公正感	0.71	22.80 ***

$\chi^2=3.15$ $p=.369$ 自由度 3 サンプル数500
CFI 1.000 GFI 1.000 AGFI 0.983 RMSEA 0.010
* $p < .100$ ** $p < .05$ *** $p < .01$

4. 考察

(1) 新自由主義・ケインズ主義の受容意識とその規定因に関する因果構造

経済政策の受容意識及びその規定因の因果構造を分析した結果，図-2，図-3 に示すような因果構造が推定されるに至った。

まず，自由侵害感，公正感に関しては，両モデルとも，仮説を支持する結果が得られた。すなわち，当該政策が個人の自由を侵害せず，公正であると認識するほど，政策を受容するという因果関係が示唆された。

また，公共利益増進期待に関しても，両モデルで共通した傾向が見られ，理論仮説で措定した公正感に対する因果関係が支持されたほか，新たに受容意識，自由侵害感に対する因果パスが有意となった。すなわち，ある政策が社会全体の利益を増進させるという期待によって，当該政策が公正であると認識されるという因果関係に加

表-17 物語支持意識追加ケインズ主義モデル総合効果

	標準化係数	t値
物語支持意識 ⇒ 受容意識	0.62	17.47 ***
物語支持意識 ⇒ 自由侵害感	-0.15	-3.33 ***
物語支持意識 ⇒ 公正感	0.65	18.96 ***
物語支持意識 ⇒ 分配的公正感	0.60	16.65 ***
物語支持意識 ⇒ 手続き的公正感	0.69	21.56 ***
物語支持意識 ⇒ 公共利益増進期待	0.66	19.53 ***
自由侵害感 ⇒ 受容意識	-0.28	-16.74 ***
公正感 ⇒ 受容意識	0.37	7.41 ***
分配的公正感 ⇒ 受容意識	-0.16	-4.83 ***
分配的公正感 ⇒ 自由侵害感	0.20	2.96 ***
分配的公正感 ⇒ 公正感	0.09	3.94 ***
手続き的公正感 ⇒ 受容意識	0.07	4.26 ***
手続き的公正感 ⇒ 公正感	0.18	5.20 ***
公共利益増進期待 ⇒ 受容意識	0.87	23.82 ***
公共利益増進期待 ⇒ 自由侵害感	-0.25	-3.47 ***
公共利益増進期待 ⇒ 公正感	0.71	22.82 ***

* $p < .10$ ** $p < .05$ *** $p < .01$

え，新たに，この公共利益増進の期待が政策の実施に伴って個人の自由が侵害されるという認識を軽減させるほか，直接的に受容意識に働きかけ，政策の受容を促す可能性が示唆された。こうした公共利益の増進に大きく寄与すると認識するほど，その政策に対する受容意識が高まるという知見は既往研究でも指摘されている^{例えは34,35}。なお，表-11，表-13 に示した総合効果より，いずれのモデルにおいても，この公共利益増進期待が政策受容意識に対して最も大きな影響を及ぼしていることが明らかとなった。

次に，分配的公正感に関して，両モデルとも，公正感に対しては理論仮説を支持する結果が得られた一方で，自由侵害感，受容意識に対して新たに因果パスが有意となった。すなわち，政策による資源の分配が公正であると認識されるほど，当該政策が公正であると認識される傾向がある，という因果関係のみならず，政策が分配的に公正だと認識するほど，個人の自由が侵害されるという認識が高まり，また，受容意識が低減するという因果関係の存在が示唆された。こうした結果が得られた理由については今後詳細な検討が必要であるが，例えば，ある政策が経済的に貧しい人々に対してより多くの資源を分配する傾向がある（そしてそれ故に分配的に“不公正だ”と認識した場合には，それによって経済格差を縮小させ，貧困者層の自由が侵害される傾向が低減すると認識し，結果としてその政策を支持する，という可能性が考えられるかもしれない。また，その他にも，高所得者が，ある政策によって低所得者に対しても公平に資源が分配されていると認識した場合，より多く納税してい

る高所得者は個人の自由が侵害されていると認識し、それ故にその政策を支持しない、という傾向が存在する可能性も考えられるかもしれない。

上述の要因においては両モデルにおいて同様の傾向が見られたものの、手続き的公正感に関しては異なる傾向が見られた。まず、ケインズ主義モデルにおいては、理論仮説で設定した公正感に対する正のパスが有意になったほか、新たに自由侵害感に対して負のパスが有意となった。すなわち、ケインズ政策の意思決定における手続きが公正であると認識するほど、当該政策が公正であると認識し、さらに個人の自由侵害感が低減されるという因果関係の存在が示唆された。その一方で新自由主義モデルにおいて、それとは逆に理論仮説に反して、手続き的公正感がいずれの要因にも統計的に有意な影響を及ぼしていない、という結果となった。手続き的公正感とは、意思決定の手続き、プロセスにおける公正さに対する認識であるが、ここではとりわけ、新自由主義政策に関する意思決定を行う際の行政の手続きが公正であるかどうかの認識を意味している。今回の分析では、手続き的公正感は理論仮説で設定した公正感への影響のほか、探索的に自由侵害感や受容意識へと影響を及ぼす可能性を検証したが、いずれも統計的に有意とならなかったことから、この結果は、新自由主義政策における意思決定手続きの公正さが受容意識に影響を及ぼさない、すなわち、意思決定手続きの公正さや不公正さなど「度外視」し、当該政策を受容する可能性があることを含意している。つまり、新自由主義政策に関しては、手続き的に不公正な独裁的な為政者であっても、人々はその事については意に介さず、その受容判断が行われる傾向が存在すると考えられる。この理由に関しては、今後詳細な検討が必要であるが、手続き的公正感の尺度が政策を進める「政府の手続き」の公正感を問うものであり、かつ新自由主義が市場における政府の役割の縮小を志向するものであることを踏まえれば、「市場における政府の役割が小さくなりさえすれば、その手続きは如何なるものでも構わない」という認識が前述の傾向の一因となっている可能性があると考えられよう。

(2) 物語が政策受容意識に及ぼす影響

物語が政策受容意識に及ぼす影響に関して図-4、図-5に示す因果構造が推定されるに至った。

物語支持意識追加モデルの推定結果(表-14～表-17)より、新自由主義、ケインズ主義それぞれの思想に基づく物語に対する支持意識が政策に及ぼす影響の重要性が示唆された。

まず、両モデルとも、物語支持意識は政策受容意識に直接正の影響を及ぼしていた。これより、物語には、直接的に人々の政策に対する受容意識に働きかける効果、

すなわち、こうした物語を支持する人が、他の要因を考慮せず、物語を支持している故に特定の政策を支持するという効果を持つ可能性が示唆されたといえよう。

さらに、両モデルに共通して見られた点として、物語支持意識が公正感の規定因に対して直接正の影響を及ぼしていることが挙げられる。これは、物語は公正感に対して直接影響を及ぼすのではなく、公正感の規定要因に影響を及ぼすことにより間接的に公正感に影響を及ぼしている可能性が示唆されたといえよう。

物語の直接効果・間接効果を考慮した総合効果(表-15、表-17)から、新自由主義モデルの手続き的公正感を除いた全ての要因に対して影響を及ぼしていることが示された。なお、総合効果の絶対値に着目すると、新自由主義、ケインズ主義のいずれにおいても、物語支持の影響力は、最も影響力の強い公共利益増進期待に次いで大きな影響力を持つ結果となった。

ここで、両モデルともに、物語支持意識が受容意識に対して総合的に正の影響を及ぼしているという結果と、背景において述べた田中等による新聞報道において、圧倒的に新自由主義物語が支配的であったという知見¹⁸⁾を勘案すると、人々の新自由主義物語に対する高頻度の接触を通じて、人々の新自由主義物語に基づく政策を受容する意識、すなわち、新自由主義政策を後押しする世論形成が促されるという社会構造の存在が示唆されるものと考えられる¹⁹⁾。

すなわち、本研究の結果は、「物語」が人々の経済政策の受容意識に対し多大な影響を及ぼし、公共政策のあり方、ひいては国家のあり方をも左右しうる可能性を改めて示唆するものであるといえよう。

5. まとめ

本研究では、既往研究の知見に基づき、マスメディアにおいて共有されている「物語」が国民の受容意識に影響を及ぼしているという仮説を検証すべく、新自由主義、ケインズ主義の二つの経済思想に基づく「物語」に対する支持意識が政策受容意識とその規定因に及ぼす影響を実証的に検証した。

分析においては、共分散構造分析を用い、まず、政策受容意識とその規定因の因果構造を明らかにした。その結果、特筆すべき点として、新自由主義、ケインズ主義ともに、政策受容意識に最も大きな影響を及ぼしている要因は公共利益増進期待であり、とりわけ新自由主義政策においては、その決定手続きの適正さが受容意識に影響しない可能性、言い換えれば、手続きが適切でないと認識した場合においても、当該政策を受け入れる可能性が示唆された。

次に、本研究の主要目的であった「物語」の影響に関して得られた知見として、新自由主義、ケインズ主義それぞれの経済思想に基づく物語に対する人々の支持意識は、受容意識に対する種々の規定因のうち、新自由主義モデルにおける手続き的公正感を除く、全ての要因に対して、直接、間接に影響を及ぼしている可能性が示された。すなわち、ある物語を支持する人々は、その物語に基づく具体的政策に対して、公共利益を増進し、分配的に公平で、個人の自由を侵害せず、公正なものであると認識する傾向があり、その結果、当該政策を受け入れる傾向にある可能性が示唆された。さらに、こうした物語に対する支持意識は、受容意識に対して、直接、正の影響を及ぼしている可能性が実証的に示された。そして、これらの直接、間接の効果を総合した結果、物語支持意識が受賞意識に及ぼす効果は、公共利益増進期待について大きな影響力を持つ可能性が実証的に示された。このことは、政策に対する人々の受容意識の醸成を企図する上で、当該政策の背景にある「物語」が極めて重要な意味をもつことを示唆するものである²⁴⁾。

これらの知見と冒頭に述べた田中らの既往研究¹⁸⁾を踏まえれば、新聞報道において圧倒的多数を占める新自由主義物語が、国民の新自由主義政策に対する公正感等の種々の認識の醸成を促すとともに、直接的にも、新自由主義政策に対する受容意識に影響を及ぼすことで、新自由主義政策を後押しする世論が形成されるという社会構造が存在する可能性があるものと解釈することもできよう。

これまでメディアが世論形成に及ぼす影響は様々に指摘されているものの、本研究で得られた「物語」が人々の政策受容意識に働きかけ、国家の将来を左右する経済政策のあり方に影響を及ぼしようという知見を踏まえるならば、各々の記事や報道の持つ物語や、そうした記事や報道を包括するより大きな物語¹⁹⁾など、メディア報道のもつ「物語」という側面に対しても適正さを注視していくことは、民主主義をとる日本において、適切な公共政策のあり方を探る上で重要な意味を持つであろう。

なお、本研究で用いた各物語は、新聞社説に用いられている物語¹⁸⁾を参考に作成しているため、マスメディアや世論において共有されているであろう物語を一定程度反映しているものと考えられるが、詳細な内容の構成や強調等の表現によって、読了結果に変化が生じる可能性も考えられる。それ故、今後は本研究の妥当性を確認するための複数のシナリオを用いた追試や、属性の違いによる物語の影響の違いの検証等、「物語」が公共政策に及ぼしうる影響に関して、さらなる知見を蓄積していくことが必要であると考えられる。

脚注

- [1] 田中らの既往研究¹⁸⁾では、新聞社説に関する分析の結果、各経済思想に基づく物語は、中間レベル物語を内包することが指摘されている。すなわち、新自由主義物語は「増税やむなし物語」、「脱公共事業物語」、「構造改革推進物語」、「外に打って出るしかない物語」を、ケインズ主義物語は「内需拡大で諸問題解決物語」を内包することが明らかにされている。本研究では、これらの中間レベル物語、及び中間レベル物語が含む物語要素を参考に、各物語を構成した。なお、「増税やむなし物語」に関しては、本研究の調査を消費増税後に実施したため、新自由主義物語に含んでいない。
- [2] 本研究で実施したアンケート調査では、物語読了後、物語に対する支持意識とともに、『「上記の内容」のような雰囲気の話、新聞やテレビ、インターネット等のメディアなどで、どれくらい耳にしますか』、『「上記の内容」のような雰囲気の話、日常会話などで、どれくらい耳にしますか』(下線部赤字表記)という質問項目を用いて「全く聞かない」～「とてもよく聞く」の7件法にて物語接触頻度を尋ねている。前者を「物語メディア接触頻度」、後者を「物語日常会話接触頻度」と呼称すると、物語支持意識との相関分析の結果、新自由主義においては「物語メディア接触頻度」($r=.260$ $p<.001$)、「物語日常会話接触頻度」($r=.341$ $p<.001$)、ケインズ主義においては「物語メディア接触頻度」($r=.238$ $p<.001$)「物語日常会話接触頻度」($r=.306$ $p<.001$)といずれも物語接触頻度と物語支持意識との間に有意に正の相関があることが示されている。この結果は、メディアや会話などで当該物語に接触する機会が多いと、その物語を支持するという傾向の存在を示唆するものと解釈可能である。
- [3] 注釈[2]において、物語支持意識と物語メディア接触頻度の相関係数の値が小さいこと、また、新聞において圧倒的な報道量のある新自由主義物語の支持意識がケインズ主義物語との支持意識と大差が見られない(表-4)ことを踏まえれば、本研究の結果は、マスメディアの効果は限定的であるという「限定効果論²⁰⁾」を支持するものと考えられよう。しかしながら、その効果が限定的であったとしても、本研究の分析結果を踏まえれば、人々の経済政策に対する受容意識とその規定因に影響を及ぼしている可能性は、少なからずあるものと考えられよう。また、今後、「議題設定効果¹⁹⁾」等の今回検証できていない効果に関してもさらなる知見の蓄積が必要である。

参考文献

- 1) 藤井聡：土木計画学—公共選択の社会科学—，学芸出版社，2008。
- 2) 松原隆一郎：経済思想，新世社，2001。
- 3) 伊藤元重：マクロ経済学，日本評論社，2007。
- 4) 菊池英博：新自由主義の自滅-日本・アメリカ・韓国，文春新書，2015。
- 5) Wapshott, N.: Keynes Hayek: The Clash that Defined Modern Economics, Norton, 2011. (ワプショット, N. (久保恵美子訳)：ケインズかハイエクか—資本主義を動かした世紀の対決。)
- 6) 服部茂幸：新自由主義の帰結—なぜ世界経済は停滞するのか，岩波書店，2013。
- 7) 川端祐一郎，藤井聡：コミュニケーション形式としての物語に関する研究の系譜と公共政策におけるその活用可能性，土木学会論文集 D3(土木計画学)，Vol.70, No.5(土木計画学研究・論文集第31巻)，pp.123-142, 2014。

- 8) 長谷川大貴, 中野剛志, 藤井聡: 土木計画における物語の役割に関する研究(その1) —プランニング組織支援における物語の役割—, 土木計画学研究・講演集, CD-ROM, 43, 2011.
- 9) 藤井聡, 長谷川大貴, 中野剛志, 羽鳥剛史: 「物語」に関わる人文社会科学の系譜とその公共政策的意義, 土木学会論文集 F5, 67(1), pp.32-45, 2011.
- 10) 梶原大督, 中野剛志, 藤井聡: 「交通」における物語研究—東海道新幹線を事例として—, 土木計画学研究・講演集, CD-ROM, vol.43, 2011.
- 11) 澤崎貴則, 藤井聡, 羽鳥剛史, 長谷川大貴: 「川越交通まちづくり」の物語描写研究—交通問題解決に向けたまちづくり実践とその解釈—, 土木学会論文集 D3(土木計画学), Vol.68, No.5(土木計画学研究・論文集第29巻), I_325-I_337, 2012.
- 12) 沼尻了俊, 神田佑亮, 藤井聡: モビリティ・マネジメントの継続要因に関する地域横断的考察—全国の継続展開地域における実践事例から—, 土木学会論文集 F5 (土木技術者実践) Vol. 70, No. 2, p.26-45, 2014.
- 13) 佐藤翔紀, 神田佑亮, 藤井聡: 高知県黒潮町におけるレジリエンス確保のための防災行政についての物語描写研究, 土木計画学研究・講演集, Vpl.49, 2014.
- 14) 夏山英樹・神田佑亮・藤井聡: 東日本大震災における地方整備局の復旧活動についての物語描写研究—TEC-FORCEの役割—, 土木学会論文集 F6 (安全問題) Vol. 70, No.1, p.14-32, 2014.
- 15) 竹下俊郎: メディアの議題設定機能, 学文社, 1998.
- 16) 柳井道夫: 選挙予測報道のアナウンスメント効果再考: 昭和61年の衆参同一選挙場合を手がかりに, 日本世論調査協会報(60), 33-48, 1988.
- 17) 藤井聡: 土木逆風世論の真実—「沈黙のらせん理論」による大衆心理分析—, 土木学会誌, 89, (4), pp.72-75, 2004.
- 18) 田中皓介, 中野剛志, 藤井聡: 公共政策に関する大手新聞社説の論調についての定量的物語分析, 土木計画学研究・講演集, CD-ROM.vol.39, 2009.
- 19) 川端祐一郎, 浅井健司, 宮川愛由, 藤井聡: ナラティブ型コミュニケーションが公共政策をめぐる政治心理に与える影響の研究, 土木計画学研究・講演集, Vol.49, 2014.
- 20) 高橋祐貴, 川端祐一郎, 宮川愛由, 藤井聡: 政策情報の物語化が受け手の態度変容に与える効果に関する実証的研究, 土木計画学研究・講演集, CD-ROM, 51, 2015.
- 21) 村上一真: 住民の森林環境税制度受容に係る意思決定プロセスの分析, 環境科学会誌 26.2, 118-127, 2013.
- 22) Jakobsson, C., Fujii, S. and Gal-ling, T.: Determinants of Acceptance of Road Pricing, *Transport Policy*, 7(2), pp.153-158, 2000.
- 23) 羽鳥剛史, 梶原一慶: 公共事業における保護価値と受容意識に関する研究, 土木学会論文集 D3 (土木計画学) 68.5, I231-I239, 2012.
- 24) 田中愛治: 選挙研究における「争点態度」の現状と課題, *選挙研究* 13, 17-27, 1998.
- 25) 小林良彰: わが国における選挙研究の系譜と課題, *選挙研究* 14, 5-18, 1999.
- 26) 藤井聡: 社会的ジレンマの処方箋—都市・交通・環境問題のための心理学, ナカニシヤ出版, 2003.
- 27) Baron, J.: Blind justice: Fairness to groups and the do-no-harm principle, *Journal of Behavioral Decision Making*, 8, 71-83, 1995.
- 28) Baron, J., & Junney, J.: Norms against voting for coerced reform, *Journal of Personality and Social Psychology*, 64, 347-355, 1993.
- 29) Leventhol, G.S.: What should be done with equity theory?: New approaches to the study of fairness in social relationships. In K. J. Gergen, M. S. Greenberg, & R. H. Willis (Eds.) *Social Exchange: Advances in Theory and Research*, New York, NY: Plenum Press. Pp.27-55, 1980.
- 30) Lind, E.A., and Tyler, T.R., *The Social Psychology of Procedural Justice*. New York: Plenum Press, 1988. (菅原郁夫・大淵憲一(訳): フェアネスと手続きの社会心理学—裁判, 政治, 組織への応用—, プレーン出版, 1995.)
- 31) 藤井聡: TDMの受容問題における意思決定フレーム, 土木計画学研究・論文集, 21(4), pp.961-966, 2004.
- 32) Fujii, S., Garling, T., Jakobsson, C. and Jou, R.C.: A cross-country study of fairness and infringement on freedom as determinants of car owners' acceptance of road pricing, *Transportation*, 31, (3), 285-295, 2004.
- 33) 宮川愛由, 藤井聡: 規制的交通施策の受容意識構造に関する理論実証研究: 信頼の決定的役割とその醸成, 土木計画学研究・講演集, Vol.30, 2004.
- 34) 藤井聡: TDMと社会ジレンマ: 交通問題解消における公共心の役割, 土木学会論文集, No. 667/IV-50, pp. 41-58, 2001.
- 35) 杉浦淳吉, 野波寛, 広瀬幸雄: 資源ゴミ分別制度への住民評価におよぼす情報接触と分別行動の効果, *廃棄物学会論文*, 10(2):87-96, 1999.
- 36) Lazarsfeld, P.F., Berelson, B., & Gaudet, H., *The People's Choice: How the voter makes up his mind in a presidential election*. New York: Duell, Sloan and Pearce, 1944. (有吉広介監訳, 『ピープルズ・チョイス』, 芦書房, 1987.)

(2016.5.16 受付)

EMPIRICAL RESEARCH ON THE EFFECTS OF NARRATIVES TO CAUSAL STRUCTURE OF SUPPORT ATTITUDE TOWARD ECONOMIC POLICIES

Ryoshun NUMAJIRI, Ayu MIYAKAWA and Satoshi FUJII

Previous researches show that mass media contain certain “narratives” in their news and articles. We conducted a questionnaire survey in order to learn about the causal structures of support attitude toward economic policies based on Neo-Liberalism and Keynesian economics, and the effects of narratives based on these two ideologies toward the structure. As results of structural equation modeling, it is suggested that in both models, the narratives significantly affect the casual structure and support attitude towards policies. It is also suggested that people could support Neo-Liberalism policies no matter how unfair people recognize the processes of decision making are.